

パブリックコメント第39号

## 「常陸大宮市空家等対策計画(案)」に対するご意見を募集します

常陸大宮市では、適正な管理が行われていない空家等が、市民の生活環境に影響を及ぼさないよう、様々な施策を総合的かつ計画的に実施するため、「常陸大宮市空家等対策計画」を策定するにあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

### ◎案の公表日

平成30年12月25日(火)

### ◎意見の募集期間

平成30年12月25日(火)～平成31年1月25日(金)

### ◎公表案及び公表方法

- 公表案  
「常陸大宮市空家等対策計画(案)」
- 公表方法
  - ・市役所建設部都市計画課(本庁2階)、各支所で閲覧
  - ・市ホームページにて公表

### ◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

### ◎意見の提出方法

意見の応募用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。  
また、市役所建設部都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)または各支所に置いてあります。  
意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参……常陸大宮市役所建設部都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)または各支所総合窓口・地域振興G ※平日午前8時30分～午後5時15分
- ・郵送……〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6  
常陸大宮市役所建設部都市計画課住宅・営繕G
- ・FAX……常陸大宮市役所建設部都市計画課住宅・営繕G FAX 53-5415
- ・Eメール……toshi@city.hitachiomiya.lg.jp  
(件名を「常陸大宮市空家等対策計画(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

※匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

### ◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所建設部都市計画課(本庁2階)、各支所で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

**問** 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線254 FAX 53-5415

(〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6)

✉ toshi@city.hitachiomiya.lg.jp HP http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/

## 『常陸大宮市空家等対策計画(案)』の概要

### ◎計画策定の趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化等社会情勢の変化に伴い、住み手のいなくなった住宅や使われなくなった建物等(空家等)が、年々増加しています。このような中で、特に適切な管理が行われていない空家等が、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、今後、空家等の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されています。

このため、国においては、空家等の適切な管理と活用の促進を図るため、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)が施行されました。

本市においても、年々空家等は増加し、適切な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に影響を及ぼしていることから、平成30年12月に「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、空家等に関する必要な対策を講じることといたしました。

本計画は、これらの状況を踏まえ、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、地域における良好な生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、地域の活性化に資することを目的として策定するものです。

### ◎計画の位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定する計画

### ◎計画期間

平成31年度から5年間とします。

### ◎施策の展開

本市の空家等の現状と抽出された空家等における問題点と課題等を踏まえ、空家等に関する3つの基本方針を定め、今後の空家等に関する対策を進めます。

#### ◆基本方針1 : 空家等の発生抑制と適切な管理

人口の減少・流出に伴う空き家数の増加と、それに伴う周辺環境への影響拡大や、所有者等の高齢化・疎遠化などによる管理水準の低下、空家等に関し課題を抱える所有者等の増加などについて、広報紙等を通じた意識啓発による空家等の発生抑制と、相談窓口の設置や相談会開催による所有者等が抱える課題の解消を図ることにより、空家等の適切な管理を促進します。

#### ◆基本方針2 : 空家等の利活用の促進

空家等が利活用されていない問題を解消するため、空き家バンクの創設や助成制度の拡充などの施策を検討し、空家等(空家等除却後の跡地含む)の利活用を促進します。

#### ◆基本方針3 : 管理不全状態にある空家等(※)の抑制と解消

管理不全状態にある空家等の増加や、除却費用の捻出が出来ないこと等による空家等の放置化などの問題を解消するため、特定空家等における適切な対策と措置を講じるとともに、管理不全空家等の所有者等に対して助言・指導を行うなど、管理不全状態にある空家等の抑制と解消を進めます。

※「管理不全状態にある空家等」とは、特定空家等及び管理不全空家等をいいます。